

鹿沼市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年12月21日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 舘野裕昭

- 1 監査の種類
定期監査（出先監査）
- 2 監査の期日
令和3年10月12日から14日（3日間）
- 3 監査の対象
 - （1）市民部
コミュニティセンター（板荷、西大芦、加蘇、北犬飼、南押原、東大芦、菊沢、北押原、東部台、粕尾、永野、清洲）
 - （2）教育委員会事務局
小学校（北、菊沢東、菊沢西、板荷）
中学校（北、板荷）
- 4 監査の範囲
 - （1）コミュニティセンター 準公金管理事務及び公金取扱事務等
 - （2）小中学校 学校徴収金等に係る事務等
- 5 監査の主な実施内容
監査にあたっては、コミュニティセンターについては準公金管理事務及び公金収納事務について、小中学校については学校徴収金に係る事務について、そ

それぞれ予備質問書回答に基づき、関係諸帳簿との照合・確認を行い、現金の収納・確認・保管体制等について、合規性及び安全性といった観点から監査を実施した。

6 監査の着眼点

- (1) 現金の収納事務は適切に行われているか
- (2) 現金の保管及び払込みは適切に行われているか
- (3) 関係帳簿は適切に整備されているか

7 監査の結果

上記方法により監査した結果、全般的に適正であると認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

8 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

(2) 意見

職員が取り扱う現金及び通帳について、引き続き保管方法に注意していただきたい。

なお、コミュニティセンターにおける準公金管理事務を含む各種団体事務については「各種団体事務取扱要綱」にあるように、『各種団体が自主的に運営され諸活動がより一層活性化するよう育成指導する責務はある』と考えるが、団体事務が、担当職員の負担になっているように見受けられた。コミュニティセンターの設置目的を踏まえ、各種団体の事務取扱いについて再度検討することを望む。

また、小中学校においては、一校あたり通帳を 19～35 冊管理しており、保管体制について十分注意していただきたい。